

公益財団法人 横山国際奨学財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人横山国際奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジアを中心とした世界各国からの留学生のうち、品行方正、学術優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学援助を行い、これをもって世界各国の友好親善及び有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 愛知県内の大学及び大学院に在籍するアジアを中心とした世界各国からの留学生に対する奨学金の支給
 - (2) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理することとし、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。事業年度の途中においてこれらの変更をしようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第8条の2 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする

(剰余金の処分制限)

第9条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の資格)

第11条 この法人の評議員のうちには、各評議員についてその親族その他特別の関係がある者が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

2 前項における親族その他特別の関係がある者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 当該評議員と親族関係を有する者

(2) 当該評議員及び当該評議員と親族関係を有する者のいずれかと、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(3) 当該評議員及び当該評議員と親族関係を有する者のいずれかの、使用人及び使用人以外の者でこれらの評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(4) 第2号又は前号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一としている者

(5) 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(アにおいて「会社役員」という。)又は使用人である者

ア 当該評議員及び当該評議員と親族関係を有する者のいずれかが会社役員となっている他の法人

イ 当該評議員及び当該評議員と親族関係を有する者のいずれか及び前3号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員に対して、各事業年度あたり総額200万円を上限として、評議員会において別に定める報酬等に関する支給の基準に従って算定した額を、報酬及びその職務を行うために要する費用として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) 理事及び監事の報酬等の額
 - (7) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会として随時開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条で準用する一般法人法第91条第1項に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。）とする。
 - 3 代表理事を理事長とする。
 - 4 業務執行理事を専務理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格・親族関係者等の制限)

- 第25条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特別の関係がある者が理事現在数の3分の1を超えてはならない。親族その他特別の関係がある者とは、第11条第2項における親族その他特別の関係がある者と同様とする。なお、この場合における同項の「評議員」は「理事」と読み替えるものとする。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員若しくはそれらの親族その他特別の関係がある者又は使用人が含まれることとなってはならない。親族その他特別の関係がある者とは、第11条第2項における親族その他特別の関係がある者と同様とする。
 - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。親族その他特別の関係がある者とは、第11条第2項における親族その他特別の関係がある者と同様とする。なお、この場合における第2項の「評議員」は「監事」と読み替えるものとする。
 - 4 一般法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等に関する支給の基準に従って算定した額を、報酬等及びその職務を行うために要する費用として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け

(2) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びそれらの附属明細書並びに財産目録の承認

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補 則

(株主権の行使)

第 43 条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(委任)

第 44 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

1 この法人の設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は、次のとおりとする。

(設立者の住所・氏名)

(住所) 名古屋市東区代官町 40 番 3 号 (氏名) 横山博一
拠出をする財産及びその価額 金銭 300 万円

2 この法人の設立時評議員、設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員 横山宗久 織田 徹 加藤博和

設立時理事 横山博一 梶浦雅己 澤田貴之

設立時理事長 横山博一

設立時監事 山田知広

3 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日に始まり平成 24 年 12 月 31 日に終わる。

4 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に定めるところとする。

附 則

この定款は、公益認定法第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。

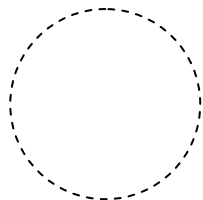
別表第1

基本財産（第5条関係）

財産の種類別	場所・物量等
金銭	金 3, 0 0 0, 0 0 0 円

上記は当法人の定款に相違ない。

平成 年 月 日



名古屋市中区新栄二丁目2番7号
公益財団法人横山国際奨学財団
代表理事 横 山 博 一

